

東山区における住む魅力を効果的に伝える情報発信のための業務委託 評価要領

1 目的

東山区における住む魅力を効果的に伝える情報発信のための業務委託の事業予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、事業予定者を1者選定する。

提案資料の内容に基づき、各評価項目について各審査員が採点を行い、各項目の平均を提案者の点数とする。

3 審査員

東山区役所地域力推進室長
東山区役所保健福祉センター長
東山区役所子どもはぐくみ室長
東山区役所地域力推進室企画課長
東山区役所地域力推進室総務・防災課長
総合企画局都市経営戦略室戦略マネジメント課長
総合企画局総合政策室SDGs・地方創生推進課長

4 評価基準・評価点

(1) 評価項目及び配点

各評価項目における評価事項、配点は以下の表のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識及び業務実施方針	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に理解し、業務実施方針を立てているか。	10
②	情報発信の効果	・効果的な情報発信となっているか。 (情報発信の量が十分であるか。ターゲットが明確か等)	20
③	強みを活かした発信	・得意とする分野、人脈、経験、ノウハウなど、提案者の特色を活かした情報発信か。	10
④	発信内容のバランス	・区内の特徴から一部の地域に偏ることのない提案内容か。	10

		今後の実施想定の提案も含めて評価する。	
⑤	受け手の行動変容	・地域住民や事業者等や自らが発信者となるような情報発信方法か。	10
⑥	発信の継続性	・本業務での情報発信が今後の区全体の情報発信が継続しやすいか。	10
⑦	業務実績	・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	10
⑧	業務実施体制	・本業務を確実に実行するための必要な体制が確保・担保されているか(業務を実施するための知識や経験、ネットワークを含む。)	10
⑨	見積金額	・5点×(全受託希望者の中の最低提案価格)÷(受託希望者の提案価格)	5
⑩	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。 ※ 該当する場合は5点	5

(2) 評価点

評価対象の各項目を以下の5段階で評価する。

評 価	評価点 ②以外	評価点 ②
提案が優れており、具体的である。	10点	20点
提案が優れている。	8点	16点
普通	6点	12点
記述に具体性がない等、不十分	4点	8点
記述がない、又は本区の意図に反している。	2点	4点

5 事業予定者の決定方法

評価項目の各点数(審査員の評価点数の平均)の合計点が最も高いものを事業予定者とする。

ただし、見積価格が募集要項で定める委託上限額を上回る場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、すべての項目の合計点が60点に満たない場合は、最も高い点数であっても事業予定者としない。